

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する  
条例をここに公布する。

平成31年2月13日

三重県後期高齢者医療広域連合長

三重県後期高齢者医療広域連合条例第1号

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正  
する条例

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年三重  
県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第31条第4項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。